



2023年11月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ズ ー ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 菅 田 洋 司
(コード番号：3496 東証グロース)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 馬 場 涼 平
(TEL. 03-5365-1235)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年11月27日開催の取締役会において、2023年12月22日開催予定の第14回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の定款の一部変更について、同定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させることに加え、経営の透明性、効率性を高め機動的な意思決定を可能とすることを通じて、さらなる企業価値の向上を図るためであります。

(2) 移行の時期

2023年12月22日開催予定の第14回定時株主総会において、移行に必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容と新旧対比表は以下のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
<u>(2) 監査役</u>	(削 除)
<u>(3) 監査役会</u>	(削 除)
(新 設)	<u>(2) 監査等委員会</u>
<u>(4) 会計監査人</u>	<u>(3) 会計監査人</u>
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第 19 条 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。	第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は 10 名以内とする。
(新 設)	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、6 名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第 20 条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u>	第 20 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	2 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
3 前項の選任決議については、累積投票の方法によらない。	3 前項の選任決議については、累積投票の方法によらない。
(任期)	(任期)
第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する <u>最終の事業年度</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 21 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の <u>うち最終のもの</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新 設)	<u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度の <u>うち最終のもの</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、<u>その決議によって</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によって</u>、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは</u>、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役の全員の同意があるときは</u>、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 (省略)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 (現行のとおり)</p>
<p>(取締役に対する報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役に対する報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 (現行のとおり)</p>
<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>第 30 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>2 任期の満了時に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削 除)
<p>第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削 除)
<p>第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削 除)
<p>第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	(削 除)
<p>第 36 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削 除)
<p>第 37 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	(削 除)
<p>第 38 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削 除)
<p>第 39 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 432 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
(新 設)	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
(新 設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
	<p><u>第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
	<p><u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>
	<p><u>第 33 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
	<p><u>第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
	<p><u>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
第 40 条～第 41 条 (省略)	第 36 条～第 37 条 (現行のとおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第 42 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第 7 章 計算	第 7 章 計算
第 43 条～第 46 条 (省略)	第 39 条～第 42 条 (現行のとおり)
第 8 章 附則	第 8 章 附則
第 47 条 (省略)	第 43 条 (現行のとおり)
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	第 44 条 <u>当社は、第 14 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
	2 <u>第 14 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 39 条第 2 項の定めるところによる。</u>

(3) 定款変更の日程

定款変更に係る取締役会決議 2023 年 11 月 27 日 (本日)

定款変更のための株主総会開催日 2023 年 12 月 22 日 (予定)

(4) その他

本定款の効力は、2023 年 12 月 22 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会において、定款の変更議案が原案どおり承認可決され、総会の終結の時をもって発生いたします。

以上